

日本理科教育学会研究奨励賞選考規程

第1条 日本理科教育学会研究奨励賞の選考は、この規程による。

第2条 選考の対象は、本学会会員の「理科教育学研究」、「理科の教育」、「全国大会発表論文集」、「支部大会発表論文集」に掲載された論文とする。対象となる論文は、原則として、推薦締切日より過去2年間に発行されたものとする。

第3条 受賞者は、単著の場合はその著者、共著の場合はその代表者とする。受賞件数は、大学等及び大学等以外（大学の附属幼稚園・小学校・中学校・高等学校等を含む、以下同じ）の理科教育関係者からそれぞれ原則として毎年1ないし2件ずつ選考するものとする。なお、大学等の理科教育関係者については、推薦締切日において満40歳未満の者とする。大学等以外の理科教育関係者については、年齢制限を設けない。

第4条 本賞は、二度受賞できない。

第5条 受賞候補者の推薦募集は、本学会の刊行物によって公示し、会員からの推薦（他薦のみとする）を受ける。推薦締切日は4月末日とする。

2 会員が推薦できるのは、1件とする。

第6条 受賞候補者の選考及び決定は、理事会に設置される選考委員会において行う。選考委員会は理事会の議を経て発足する。選考委員会は、会長、副会長2名、「理科教育学研究」編集委員会委員長、「理科の教育」編集委員会委員長の計5名で構成する。

2 選考委員会委員長は、副会長とする。

3 選考委員の任期は、役員の任期と同一の年度とする。

4 選考の基準は、当該年度において活発な教育・研究活動を行い、今後の発展が期待できる研究であること。

5 選考の結果を全国大会前の理事会において審議し、受賞者を決定する。

6 その他の必要事項については、選考委員会が定める。

第7条（改廃）本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則 2015年7月31日制定

附則 2018年7月21日改定

附則 2019年7月21日改定

附則 2020年3月28日改定